

部落差別（同和問題）と私たちの選択

（人権課題）
部落差別（同和問題）

学習プログラムの説明

部落差別（同和問題）においては、人々の考え方や意識に深く潜り込み、言葉、文字、そして行為として表面に現れる差別である「心理的差別」が依然として根深く残っています。部落差別（同和問題）への正しい理解を促すとともに、栃木県「人権に関する県民意識調査」（R3）の結果から導き出される認識の違いを考えることをとおして、人権の共存※について考えるプログラムとしました。公民館での人権講座等で活用することができます。



ねらい

※人権の共存…自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重すること

部落差別（同和問題）解消のために、同和地区出身者との関わりや結婚に対する考え方について、参加者同士が意見を交換することで、自分に内在する偏見について認識するとともに、これから自分が心掛けたいことや自分に必要なことを考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

資料2と資料3を提示し、立場が変わることで考え方が変化するなど、潜在的にある無意識の差別の芽について考えることで、自分のことだけでなく同時に他者も大切に考えることの重要性について気付きを得る機会となります。

	時間	40分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例(留意点) 参考資料(※映像不可の時)
				参加者	参加者用(資料1~3) 動画再生用 PC、プロジェクター 筆記用具
導入	1 アイスブレイキング：「エピソードトーク」【10分】 (1) 映像資料「『誰か』のことじゃない」(法務省公式 YouTube チャンネルより)を視聴する。 (2) 「部落差別（同和問題）について『いつ』『どんなこと』を学んだか」について一人1分程度で話をする。 ※映像を見ることができない場合は、添付の参考資料を活用ください。 ↓↓↓(元データはこちら)  ←映像資料「『誰か』のことじゃない」(法務省公式 YouTube チャンネル)  参考資料(リーフレット)「改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか」公益財団法人人権教育啓発推進センター				
展開	2 メインアクティビティⅠ：「部落差別（同和問題）を知ろう」【5分】 資料1を読み、部落差別（同和問題）について、正しく知る。 3 メインアクティビティⅡ：「自分の人権？他人の人権？」【15分】 (1) 資料2「あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか」を提示する。 (2) 資料2で「抵抗を感じない」と回答した人の中で、「もしあなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」という問いに対してどのような回答があったか(資料3)を提示する。 (3) 二つの回答の違いが表れる要因について話し合う。				
まとめ	4 ふりかえり【10分】 (1) 活動を振り返り、気が付いたこと、これから心がけていきたいこと、必要なことなどをグループ内で話し合う。 (2) 全体で共有する。				

ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレイキング) 時間：10分

- (1) はじめに、映像資料『誰か』のことじゃないを見ていただきます。これは法務省公式 YouTube チャンネルに掲載されている映像資料です。**(動画を視聴する)**(3分後) この動画でも触れられていましたが、今日は部落差別(同和問題)を『自分事』として考えながら学習を進めてもらいたいと思います。 **※動画が視聴できない場合は、参考資料(リーフレット)を活用する。**
- (2) 次に、自己紹介を兼ねて「エピソードトーク」という活動を行います。グループの中で、お名前、御所属と「部落差別(同和問題)について、『いつ』『どんなこと』を学んだか」をお話いただきたいと思います。部落差別(同和問題)の学習について、それぞれ思い出してみましょう。順番は、私に一番近い座席に座っている方、手を挙げてください**(参加者に手を挙げてもらう)**。
今、手を挙げている方から時計回りにお話してください。時間は一人1分をお願いします。では始めてください。**(グループで話をする)**(5分)

展開(メインアクティビティ) 時間：20分

- (1) 最初の動画にもあったように、部落差別について正しく理解することが大切です。**資料1**を基に、部落差別について確認してみましょう。**(資料1を配付)** **資料1**を御覧ください。**(資料1を読み進める)**(5分)
- (2) 次に栃木県民が部落差別についてどのように考えているか、こちらの人権に関する意識調査の結果を基に見ていきましょう。**(資料2・3を配付)** まず**資料2**を御覧ください。こちらは「あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか」という質問に対する回答です。これによると「抵抗を感じない」と回答した人の割合は、全体の59.0%いるということが分かります。(2分)
- (3) 次に、**資料3**を御覧ください。こちらは**資料2**で「抵抗を感じない」と回答した人が「もし、あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」という質問に対して回答した結果をクロス集計したグラフです。これによると「こどもの意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」と回答した人の割合は約68%です。親しくつきあうことに「抵抗を感じない」にも関わらず、こどもの結婚となると「こどもの意志を尊重する」という人が少なくなっています。このような結果が表れたのはなぜだと思いますか?グループで意見交換してみましょう。**(8分程度時間を取る)**
(8分後) どのような意見が出ましたか?いくつかのグループに発表してもらいます。**(数グループ指名し、グループで出た意見を全体で共有する)**(2分)

※これは、立場が変わることで考え方が変化する、誰にも無意識の差別の芽が存在すると言えるのではないのでしょうか。自分に潜む差別意識によって、知らぬ間に他者を傷つけてしまう可能性があるかもしれません。皆さんはどう感じますか?

まとめ・ふりかえり 時間：10分

- (1) 最後に今日のワークショップを振り返って、どんなことを感じたり、気付いたりしましたか? まずは個人で意見をまとめてみましょう。(1分)
(1分後) 個人で考えたことをグループの中で発表してください。(5分)
- (2) グループ内で出た意見を全体で共有しますので、各グループの代表の方は発表をお願いします。**(各グループの代表にグループで出た意見を発表してもらう)**ありがとうございました。本日は部落差別(同和問題)について、様々な意見を出し合いました。自分の人権も他人の人権も大切にできる社会を目指し、それぞれの立場でできることから取り組んでいくきっかけとさせていただければ幸いです。

○部落差別（同和問題）

■差別のはじまり

日本には、鎌倉時代や室町時代のころにも差別を受けていた人たちがいました。これらの人々は、差別を受けながらも芸能や建築にすぐれた技能を発揮しました。その後、豊臣秀吉が行った検地と刀狩によって、武士と農民の身分の違いがしだいにはっきりしていきました。江戸時代になると、幕府や藩は武士が支配する社会を守るため、身分の違いを厳しくしていきました。その中には、農民や町民から厳しく差別された身分の人々もいました。これらの人々は、住む場所や服装、農民や町民との交際などを制限されました。

■明治維新後も続く差別

1869年、明治天皇を中心とした新政府が成立しました。政府は、解放令により武士と農民・町人という身分制を廃止し、だれでも職業や住むところを選び、名字を名のれるようにしました（四民平等）。しかし、実際は、天皇一族は皇族、公家や大名は華族、武士は士族、農民や町人は平民という形で身分の違いが残されました。1871年、長い間差別に苦しんできた人々も、政府の法令により平民とされました。しかし、政府は、差別をなくすための積極的な政策や生活の改善を行いませんでした。また、人々の差別意識も簡単には改められなかったこともあり、実際の生活のうえでの厳しい差別が、その後も続きました。

■戦後の同和問題に対する取組

同和地区は長い間住宅や道路などが改善されなかったため、劣悪な生活環境にありました。また、就職や教育の機会に恵まれなかったため、低い生活水準にありました。このような同和地区住民の生活環境に現れる差別を「実体的差別」といいます。様々な国の取組によって同和地区の生活環境は大いに改善され、現在では「実体的差別」はほぼ解消されました。

■今もなお残る「心理的差別」

人々の観念や意識に潜在し、言葉や文字、行為として表面に現れる「心理的差別」が依然として残っています。日本国憲法で「法の下での平等」、「婚姻の自由」、「職業選択の自由」が保障されているにもかかわらず、同和地区出身であることを理由に、結婚を反対されたり、就職等において不利な扱いを受けたりするなどの問題があります。こうした行為は、部落差別（同和問題）に関する誤った意識を植え付け、差別を助長し、解決を阻む大きな要因ともなっています。さらに、最近では、インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的な感情を煽るような内容が書き込まれるといった問題も起きています。

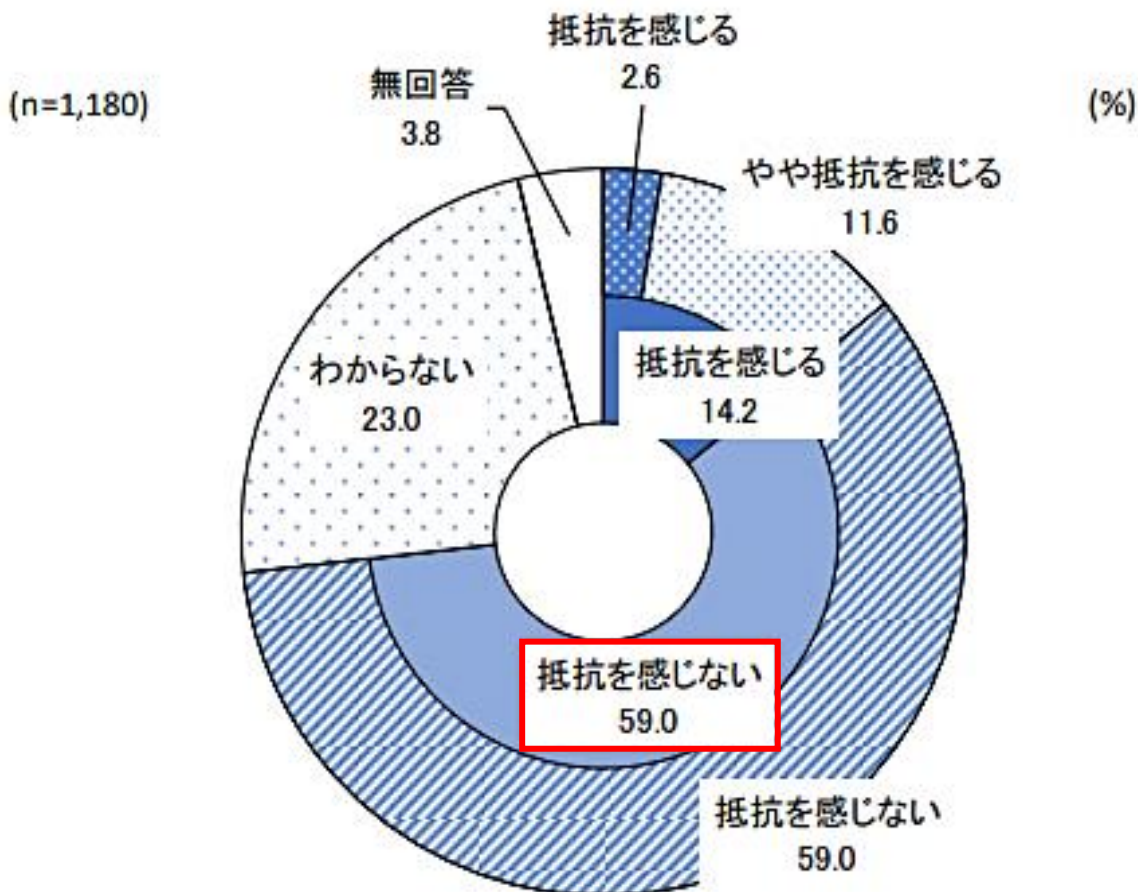
【参考】 栃木県教育委員会教育政策課人権教育室「人権の窓」部落差別（戦後の取組）（令和7年）

(5-4) 同和問題 (部落差別) (抵抗感)

問10-4 [問10-1で「よく知っている」あるいは「少し知っている」と答えた方に対して]
 あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか。(〇は1つ)

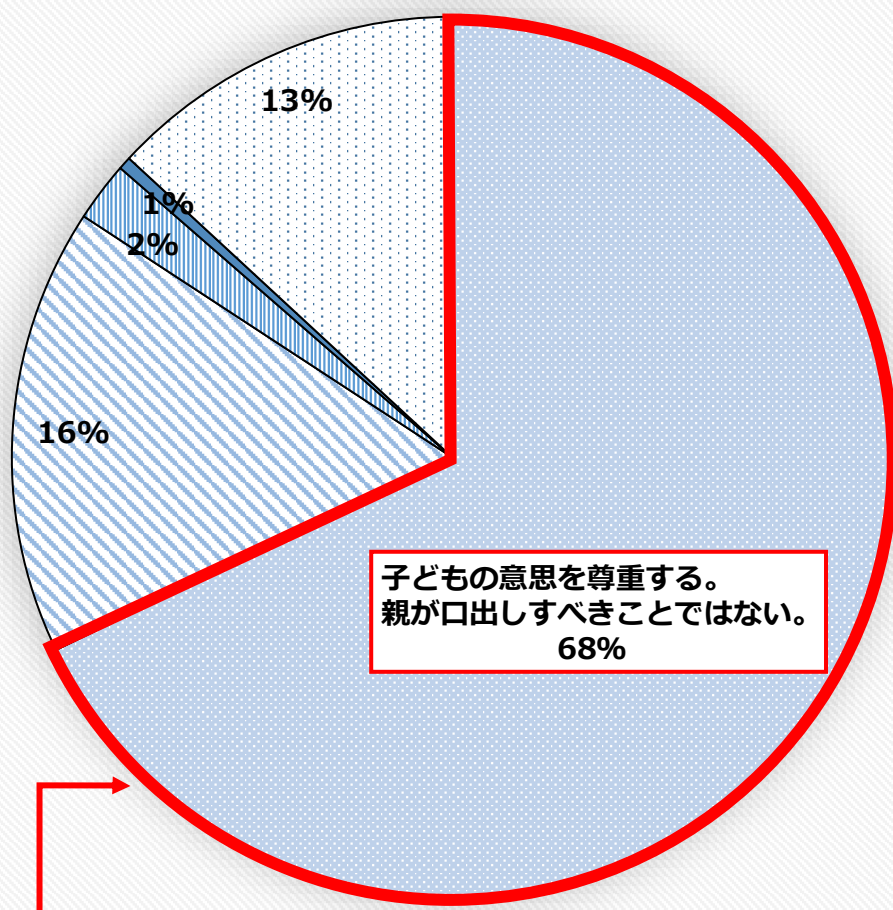
1. 抵抗を感じる	2. やや抵抗を感じる
3. 抵抗を感じない	4. わからない

同和問題 (部落差別) (抵抗感) について、同和地区や同和問題 (部落差別) を知っている と答えた 1,180人の回答は、約6割の方が「抵抗は感じない」(59.0%) と回答している。また、「わからない」と回答した人は23.0%であった。一方、「抵抗を感じる」(2.6%) と「やや抵抗を感じる」(11.6%) を合わせた『抵抗を感じる』は14.2%である。



(「同和地区の人と親しくつきあうことへの抵抗」についての質問に対し、「抵抗を感じない」と答えた人の回答を抽出)

○お子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、どうしますか？



子どもの意思を尊重する。親が口出しすべきことではない	68%
親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたない	16%
家族や親類の反対があれば、結婚させない	2%
絶対に結婚させない	1%
わからない	13%

《メモ》